
AMT/NEWSLETTER

Dispute Resolution

2026 年 8 月 7 日

2026 年 6 月 ICC 仲裁規則改正

弁護士 土門 駿介 / 弁護士 佐藤 誠高 / 弁護士 江澤 由莉

Contents

I. はじめに

II. 主要な改正点

1. 付託事項書(ToR)の非義務化及び手続準備会合(CMC)の重要性の高まり
2. 迅速仲裁手続(Expedited Procedure)の適用範囲の拡大及び Highly Expedited Arbitration Provisions(HEAP)の導入
3. 早期判断(Early Determination)の仲裁規則への明文化
4. 仲裁判断を下す時期の確定・延期に関する規定の明文化
5. その他

III. おわりに

I. はじめに

国際商業会議所(ICC)は、2026 年版仲裁規則(以下「本改正規則」といいます。)を公表し、本改正規則は 2026 年 6 月 1 日付けで施行されました。本改正は 2021 年以来、約 5 年ぶりの改正となります。

本ニュースレターでは、本改正規則の主要な改正点について解説します。

II. 主要な改正点

1. 付託事項書(ToR)の非義務化及び手続準備会合(CMC)の重要性の高まり

改正前の 2021 年版 ICC 仲裁規則(以下「2021 年規則」といいます。)においては、仲裁廷は事件記録受領後速やかに、当事者の主張の概要等を記載した付託事項書を作成し、原則として事件記録受領後 30 日以内に当事者及び仲裁廷が署名した同書を ICC Court に送ることとされていました(2021 年規則 23 条 1 項・2 項)。この点は、付託事項書署名後、仲

裁廷が認めない限り、付託事項書の範囲を超える新たな請求をすることができないとされていた点(2021 年規則 23 条 4 項)と相まって、ICC 仲裁の大きな特徴の一つとなっていました。

今回の改正により、この付託事項書の作成が必須ではなくなりました¹。具体的には、本改正規則では、原則として事件記録受領後 30 日以内に仲裁廷が第 1 回の手続準備会合を行うこととされ(24 条 1 項²)、第 1 回手続準備会合の後に仲裁廷の許可なく新たな請求をすることは禁止されています(25 条)。手続の初期段階で新たな請求が制限されるという意味では、従前の流れを踏襲するものですので、これまでと同様に、申立書や答弁書の作成時点からかかる制限を見据えておく必要があります。

2. 迅速仲裁手続(Expedited Procedure)の適用範囲の拡大及び Highly Expedited Arbitration Provisions(HEAP)の導入

2021 年規則においては、係争額が 300 万米ドル(約 4 億 8000 万円)以下の事件³又は当事者が合意した場合に、迅速仲裁手続(Expedited Procedure)が原則として適用されることとされていました(2021 年規則 30 条 2 項、Appendix VI 1 条 2 項)。本改正規則の下では、迅速仲裁手続の適用基準の上限額が引き上げられるとともに、Highly Expedited Arbitration Provisions(HEAP)という名称の、さらに迅速な仲裁手続が新設されました。それぞれの手続の適用基準及び概要は、以下のとおりです。

(1) 迅速仲裁手続(Expedited Procedure)

本改正規則の下では、当事者が合意した場合のほか、2026 年 6 月 1 日以降に締結された仲裁合意に基づく仲裁については、係争額が 400 万米ドル(約 6 億 4000 万円)以下の事件に原則として迅速仲裁手続が適用されることとなりました(Appendix V 1 条 3 項(c))⁴。

係争額基準を引き上げるこの改正により、以前と比べより多くの事件が迅速仲裁手続の下で審理されることが予想されます。

なお、ご参考までに、SIAC においては係争額 1000 万シンガポールドル(約 12 億円)が迅速仲裁手続の適用に関する基準額とされており⁵、ICC 仲裁における迅速仲裁手続の係争額の基準額よりも高い上限を置いています。

(2) Highly Expedited Arbitration Provisions(HEAP)

新設された HEAP については、係争額を基準とした自動的な適用はされず(そのため、特に基準額の定めはありません。)、全当事者が合意した場合にのみ適用されることとされています(33 条)。

HEAP は、原則として第 1 回手続準備会合から 3 か月以内に仲裁判断を下すこととされており(Appendix VI 7 条 1 項)、これは、原則として第 1 回手続準備会合から 6 か月以内に仲裁判断を下すこととされている迅速仲裁手続

¹ なお、仲裁廷の裁量により付託事項書を作成することも可能です(ICC「Unveiling the 2026 ICC Arbitration Rules, part 2: Moving beyond mandatory Terms of Reference - ICC - International Chamber of Commerce」(<https://iccwbo.org/news-publications/news/unveiling-the-2026-icc-arbitration-rules-part-2-moving-beyond-mandatory-terms-of-reference/>))(2026 年 7 月 29 日最終確認)ご参照。)

² 以下、本ニュースレターでは、別異の記載がない限り、本改正規則の条文を指します。

³ 2021 年 1 月 1 日以降に仲裁合意が締結された場合。2017 年 3 月 1 日以降で、2021 年 1 月 1 日より前に締結された場合には、200 万米ドル(約 3 億 2000 万円)。

⁴ 2017 年 3 月 1 日以降で、2021 年 1 月 1 日より前に締結された場合には、200 万米ドル(約 3 億 2000 万円)、2021 年 1 月 1 日以降で、2026 年 6 月 1 日より前に締結された場合には、300 万米ドル(約 4 億 8000 万円)(Appendix V 1 条 3 項(a)(b))。

⁵ 2025 年 1 月 23 日付けニュースレター「SIAC 2025 年版仲裁規則の主な改正点について」(https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins3_pdf/250123.pdf)ご参照。

(Appendix V 4 条)よりも、一層早期の解決が予定された制度といえます。

HEAP の大きな特徴として、当事者が、仲裁判断に理由を付さない旨を合意できる点(Appendix VI 7 条 2 項)が挙げられます。理由を付さない仲裁判断は、時間やコストの削減に寄与することが期待されますが、他方で、ICC が注意喚起するとおり、理由を付さない仲裁判断が、当該仲裁判断の執行を予定している法域において執行可能であるかについては、十分に調査しておく必要があります⁶。

なお、近年、仲裁機関の規則においては、迅速仲裁手続のほかに、より迅速な手続を設定する例が散見され⁷、本改正規則も同一の方向性に則るものといえます。

3. 早期判断(Early Determination)の仲裁規則への明文化

従前より、2021 年 1 月 1 日付け Note to Parties and Arbitral Tribunals on the Conduct of the Arbitration under the ICC Rules of Arbitration の 109 条から 114 条において早期判断に関するガイダンスが存在しましたが、本改正により、早期判断に関する条文が規定されました(30 条)。

本改正規則の下では、当事者は相手方当事者の主張や抗弁が明白に根拠を欠く場合、又は仲裁廷の仲裁権限外であることが明白である場合、当該主張や抗弁を却下することを内容とする早期判断をするように仲裁廷に対して求めることができます(30 条 1 項)。そして、仲裁廷は早期判断の手続を進行させるか否かという点について裁量を有しており、早期判断の手続を進行させる場合には、当事者の意見を聞いた後に適切な手続をとるものとされています(30 条 2 項)。

4. 仲裁判断を下す時期の確定・延期に関する規定の明文化

2021 年規則においては、仲裁判断は、付託事項書の最後の署名者の署名日(又は署名に至らなかった場合には、ICC Court による付託事項書の承諾に関する仲裁廷に対する通知の日付)から起算し、6 か月以内に出されることが原則とされていました(2021 年規則 31 条)。本改正規則においては、かかる期間制限が撤廃され、ICC Court の長(President)が、それぞれの事件について、仲裁判断を下す時期を確定させ、又は延期できることが明文化されました(34 条)。

背景として、従前の規定の下では、多くの事件において、当初設定される 6 か月の期間制限を延長する必要性が生じていたという実態がありました⁸。

この改正は、そのような実態を反映し、仲裁判断の時期の決定に柔軟性を持たせるとともに、当事者に仲裁判断の時期の予測可能性を高める効果があるといえます。

⁶ ICC「Unveiling the 2026 ICC Arbitration Rules, part 4: Highly Expedited Arbitration Provisions」(<https://iccwbo.org/news-publications/news/unveiling-the-2026-icc-arbitration-rules-part-4-highly-expedited-arbitration-provisions/>) (2026 年 7 月 29 日最終確認)ご参照。

⁷ 2025 年 1 月 23 日付けニュースレター「SIAC 2025 年版仲裁規則の主な改正点について」(https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins3_pdf/250123.pdf)、2026 年 5 月 29 日付けニュースレター「2026 年 1 月 KCAB 規則改正について」(https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins3_pdf/260529.pdf)ご参照。

⁸ ICC「Unveiling the 2026 ICC Arbitration Rules, part 6: Written communications, time limits for awards and confidentiality」(<https://iccwbo.org/news-publications/news/unveiling-the-2026-icc-arbitration-rules-part-6-written-communications-time-limits-for-awards-and-confidentiality/>) (2026 年 7 月 29 日最終確認)ご参照。

5. その他

(1) 仲裁人の開示義務に関する規定の追加

2021 年規則の下において、仲裁人の候補者は、当事者の視点から見て独立性に疑義を生じさせる事情や中立性に合理的な疑いを生じさせる事情を開示する義務を負っていました(2021 年規則 11 条 2 項)。

本改正規則においては、これらの事項に加えて、そもそも開示すべき事実該当するか仲裁人候補者が疑義を抱く場合には開示する方向で解決すべきとしています(12 条 2 項)。

また、仲裁人による開示そのものが、仲裁人の独立性・中立性の欠如を基礎づけるものではないことも明文化されました(12 条 4 項)。

さらに、仲裁人による上記開示義務の履行を確保するため、当事者は、申立書、答弁書又は参加申出書の書面等を提出するタイミングで、仲裁人が開示義務との関係で考慮すべき個人又は事業体及び考慮すべき理由をまとめたリストを提出する義務を負うことが定められました(12 条 5 項)。

これらの規定は、仲裁人による開示を促進し、仲裁廷の独立性・中立性の確保につながる規定といえます。

(2) 緊急仲裁(Emergency Arbitration)の適用対象の拡大及び予備保全命令の制度の新設

2021 年規則においては、緊急仲裁は、仲裁合意の署名当事者(Signatories)又はその承継者に対してのみ認められていましたが(2021 年規則 29 条 5 項)、本改正規則においては、これらの者に加え、緊急仲裁の申立ての際に提供された情報に基づき、仲裁合意に拘束されると ICC Court の長(President)に判断された者も含まれる旨が規定されました(Appendix IV 1 条 2 項(c))。この点で、緊急仲裁の適用対象が拡大されたといえます。

また、本改正規則において、緊急仲裁人による予備保全命令(Preliminary Order)の制度が新設されました。緊急仲裁手続は、原則として、相手方当事者に対して、申立書等が送付されたうえで審理されますが(Appendix IV 1 条 7 項参照)、今回新設された予備保全命令の申立て及び発令は、相手方に通知することなく行うことができます(Appendix IV 7 条 1 項)。予備保全命令は、相手方当事者によって緊急仲裁申立ての目的が損なわれることを禁止することを内容とする命令であり(同項参照)、事前に相手方に通知することが資産隠しや証拠隠滅を誘発し緊急仲裁の効果を損なう可能性がある場合に予備保全命令の申立てをすることが考えられます⁹。

予備保全命令が発令された場合、緊急仲裁人により申立人以外の当事者に主張立証の機会が与えられ、緊急仲裁人は後から予備的命令を変更することもできます(同 7 条 4 項)。

(3) 守秘義務の明文化

2021 年規則においては、仲裁人の守秘義務を明記する条項は存在していませんでしたが、本改正規則においては、仲裁人が、仲裁に関する一切の事項について原則として守秘義務を負うことが定められました。もっとも、この義務には例外があり、すでに公知となっている事項に関する場合、当事者の合意がある場合、適用される法規の下で必要な場合、法的権利を守るために必要な場合、又は開示義務に従う必要がある場合は、この限りではないとされています(12 条 8 項)。

他方で、本改正規則には、当事者に関しては、守秘義務を定める条項が設けられていません。これは、ICC 仲裁においては、国家又は国有企業が関与する紛争や、公共性の高い紛争など、当事者の立場や紛争類型に応じて守秘義務の在り方が大きく異なり、一律に守秘義務を負わせることが適切でない場合があることを踏まえたものです¹⁰。当事者に課される守秘義務は、手続命令や個別の合意等を通じた事件ごとの規律に委ねられます。

⁹ ICC「Unveiling the 2026 ICC Arbitration Rules, part 3: Expedited Procedure Provisions and Emergency Arbitration」

(<https://iccwbo.org/news-publications/news/unveiling-the-2026-icc-arbitration-rules-part-3-expedited-procedure-provisions-and-emergency-arbitration/>)(2026 年 7 月 29 日最終確認)ご参照。

¹⁰ ICC「Unveiling the 2026 ICC Arbitration Rules, part 6: Written communications, time limits for awards and confidentiality」

(<https://iccwbo.org/news-publications/news/unveiling-the-2026-icc-arbitration-rules-part-6-written-communications-time-limits->

III. おわりに

本改正規則は、当事者に別段の合意がない限り、2026 年 6 月 1 日以降に申し立てられた ICC 仲裁に適用されます(1 条 2 項)。

ICC は、日本企業が最も多く利用する仲裁機関の一つであり¹¹、本ニュースレターが皆様のご参考になれば幸いです。

以上

[for-awards-and-confidentiality/](#))(2026 年 7 月 29 日最終確認)ご参照。

¹¹ 2025 年には、27 の日本の当事者が ICC 仲裁に関与しました(ICC「ICC Dispute Resolution 2025 Statistics」(https://iccwbo.org/wp-content/uploads/sites/3/2026/06/2025-Statistics_ICC_Dispute-Resolution_EN.pdf) 23 頁)。

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 土門 駿介 shunsuke.domon[at]amt-law.com
弁護士 佐藤 誠高 masataka.sato[at]amt-law.com
弁護士 江澤 由莉 yuri.ezawa[at]amt-law.com
※メールを送信する際には、[at]を@に変更してお送りください。
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。